

志摩市立小中学校タブレット端末ソフトウェア更新・運用保守業務委託仕様書

1. 業務名

志摩市立小中学校タブレット端末ソフトウェア更新・運用保守業務委託

2. 目的

志摩市（以下、「本市」という。）では、すべての子どもたちが持つ可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりに最適化された学び（個別最適な学び）と、仲間と協力して学びを深める方法（協働的な学び）を実現することを目指している。

GIGA スクール構想の第 1 期では、その基盤として小中学校の児童生徒一人に一台の学習用端末とインターネット環境を整備した。学校現場での活用が進み、効果が実感されつつあるが、第 1 期で明らかになった通信環境の課題を解決するとともに、個別最適な学びと協働的な学びをさらに推進し、GIGA スクール構想の次の段階（第 2 期）へと発展させる必要がある。

本業務は、令和 7 年度に実施する学習用端末の更新にあたり、本市が別途購入する小中学校のタブレット端末の運用保守及びヘルプデスクによるサポート体制を構築すること等を目的とする。

3. 業務範囲

次に掲げる項目を、本業務の業務範囲とする。

- (1) 学習支援ソフトウェア等の更新
- (2) 小中学校タブレット端末の運用保守
- (3) 小中学校タブレット端末に係るヘルプデスクの設置

4. 履行期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日まで

5. 業務計画書

受注後速やかに業務計画書を提出すること。なお、業務計画書に記載の内容は次のとおりとする。

- (1) 全体工程表
- (2) タブレット端末の保守管理計画
- (3) ヘルプデスクにおけるサポート計画

6. 業務内容

(1) 学習支援ソフトウェア等の更新

- ① 「志摩市立小中学校タブレット端末環境構築業務委託」において調達した学習支援ソフトウェア等の更新を行う。

対象となるソフトウェアの一覧および更新のスケジュールを以下に示す。

●ソフトウェア一覧

	名称	数量	単位
ア	【小学校・中学校】ロイロノート（※1）	2,629	個
イ	【小学校のみ】ミライシード(ドリルパーク)	1	式
ウ	【中学校のみ】みんなの学習クラブ	1	式
エ	【小学校・中学校】i-FILTER@Cloud	2,629	個

（※1）上記数量の内うち教職員分・予備機分（200 + 80 台分）は無償

●更新スケジュール

更新年度	更新後の使用期間
令和 8 年度	令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 8 月 31 日
令和 9 年度	令和 9 年 9 月 1 日～令和 10 年 8 月 31 日
令和 10 年度	令和 10 年 9 月 1 日～令和 11 年 8 月 31 日
令和 11 年度	令和 11 年 9 月 1 日～令和 12 年 8 月 31 日

- (ア) 更新作業は、令和 8 年度～令和 11 年度において、年度につき 1 回行い、翌 1 年間分のライセンスを更新するものとする。
- (イ) 各年度において、使用期限が途切れることの無いよう、遅滞なく作業を行うこと。
- (ウ) 令和 7 年度分の購入は、「志摩市立小中学校タブレット端末環境構築業務委託」に含むものとする。
- (エ) 令和 12 年度については、更新を行わないものとする。

- ② 上記ソフトウェアにおける数量の内訳は、次のとおりとする。

※1 人につき 1 台

学校名	所在地	児童 生徒数 [人]	教職員 配備数 [人]	予備機 数[台]	合計 [台]
浜島小学校	浜島町浜島 1112	43	8	2	53
大王小学校	大王町波切 877-3	125	11	4	140
志摩小学校	志摩町和具 314-1	184	15	5	204
鵜方小学校	阿児町鵜方 1775	530	29	12	571
神明小学校	阿児町神明 522-1	156	11	4	171
東海小学校	阿児町甲賀 1518	254	18	8	280
磯部小学校	磯部町恵利原 1275	197	17	7	221
小計		1,489	109	42	1,640
浜島中学校	浜島町塩屋 604-5	27	9	2	38
大王中学校	大王町波切 1506-2	56	10	4	70
志摩中学校	志摩町和具 303	129	18	5	152
文岡中学校	阿児町鵜方 3347-2	383	25	12	420
東海中学校	阿児町甲賀 2088-1	144	14	8	166
磯部中学校	磯部町恵利原 1300	121	15	7	143
小計		860	91	38	989
総計		2,349	200	80	2,629

(2) 小中学校タブレット端末の運用保守

- ① 運用保守に係るマニュアルを作成すること。
- ② 端末管理台帳により端末の管理を行うこと。
- ③ 端末の過不足に伴う学校間の端末台数調整を行うこと。
- ④ 端末の OS アップデートを行うこと。
- ⑤ 端末及び周辺機器の紛失、盗難、故障時の受付及び対応を行うこと。
- ⑥ 故障端末が発生した場合における予備機の配備、端末への再キッティング及びその他必要な設定を行うこと。
- ⑦ ブラウザ履歴及びログの管理を行うこと。
- ⑧ 本市が指定する有償又は無償のアプリケーションの配信及び削除等の運用管理を行うこと。なお、有償のものを導入する際の費用負担については、受注者と市で協議のうえ決定すること。
- ⑨ 必要に応じ、各種アカウントの新規登録、削除及び無効化等を行うこと。
- ⑩ 各種アカウントの年次更新作業を行うこと(組織変更、新年度クラスルーム、グループ作成等)。
- ⑪ 管理者設定及びその更新を行うこと。
- ⑫ 必要に応じ、ログインの制限を行うこと。
- ⑬ 必要に応じ、アプリケーション、外部ストレージ及び閲覧サイト等の許可、制限及び解除を行うこと。
- ⑭ フィルタリングに関する設定を行うこと。
- ⑮ その他運用保守に関すること。

(3) 小中学校タブレット端末に係るヘルプデスクの設置

- ① 本市の小中学校に所属する教職員または本市が別途契約している ICT 支援員が、電話にて問い合わせできるヘルプデスクを設置すること。
- ② ICT 支援員と十分に連携を取ること。
- ③ ヘルプデスクに係るマニュアルを作成すること。
- ④ 電話対応時間は、8 時 30 分から 18 時 00 分までとする（土日祝日、夏季休暇及び年末年始を除く。）。ただし、メールによる問い合わせ等については、24 時間受信できる体制を構築し、翌営業日中に回答すること。なお、緊急時にあっては臨機に対応すること。
- ⑤ 現地対応が必要となった際は、ICT 支援員と連携し対応すること。
- ⑥ 問合せの方法は、電話、メール及びフォームによること。
- ⑦ 問合せの内容及び対応について、各月ごとに状況整理を行うこと。
- ⑧ 故障端末の有無、修理対応の経過等について整理し、本市へ定期的に報告すること。

※ (2) 及び (3) においては、原則として、本市が別途契約している ICT 支援員が現地対応を行うものとし、本業務においては、支援員からの問い合わせに対する指示や遠隔による対応等を担い、現地対応は含まないものとする。

7. 成果物

下記の成果物を納品すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 納入機器・ソフト一覧（最新版）
- (3) 各機器の詳細な設定内容一覧（最新版）

8. 守秘義務

受託者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

9. その他

本仕様書に記載されていない事項及び確認が必要な事項については、本市及び受注者の両者が別途協議の上、実施することとする。

また、契約後における仕様書の疑義については、本市の解釈によるものとする。